

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整 理 番 号	配 R601	経営管理実施権の設定を受ける 者（丙）			(氏名又は名称) ようてい森林組合 代表理事組合長 有末 道弘			(住所又は所在地) 北海道虻田郡京極町春日１７０						
		経営管理実施権を設定する市町村 （乙）			(名称) 小樽市長 迫 俊 哉			(所在地) 北海道小樽市花園２丁目１２番１号						
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続 期間 (終期) (Ｂ)	経営管理実 施権に基づいて 行われる経営 管理の内容 (Ｃ)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭（Ｄ）の額の算定方法	乙に支払われるべき 金銭がある場合にお ける当該金銭（Ｅ） の額の算定方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	小樽市塩谷 ３丁目	147	76	11	山林	0.72	カラマツ	62	2025. 2. 20 予定公告日	2039. 3. 28ま で	別添1の①参照	別添2の①参照	－	集 1
2	同上	147	76	12	山林	1.08	カラマツ	72	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	－	集 1

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
1	小樽市塩谷3丁目	147	76	11	山林	0.72	カラマツ	62			別添3の①参照	－	集 1
2	同上	147	76	12	山林	1.08	カラマツ	72			別添3の①参照	－	集 1

この計画に同意する。 権利の設定を受ける者（丙） 権利の設定をする市町村（乙）	ようてい森林組合 住 所（同上） 代表理事組合長 有末 道弘 住 所（同上） 小樽市長 迫 俊 哉
---	---

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1) 及び (10) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1) 及び (10) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
- ② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について (1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払（1 の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が 1 の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。）は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が 1 の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容				
	所在	地番	林班	小班					
①	小樽市塩谷3丁目	147	76	11	○ 主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、トドマツ苗を2,000本/haの中庸仕立て密度で植付けを行うものとする。 ○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、2～11年生時に、現地植生の繁茂状況等に応じて下刈を10回程度実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、生物多様性に配慮するものとする。				
	小樽市塩谷3丁目	147	76	12					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○ 乙が算定する利益は、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐後の植栽及び保育に係る経費については、見積り実施時点で有効な北海道が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 但し、乙及び甲が認める場合はその限りでない。 （3. 留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。 ○ なお、経済情勢の変化等により、木材価格が大幅に下落するなど、配分計画に定めた伐採等を実施することが困難になったときは、伐採等の管理計画経費の見積額等を変更することができるものとし、その判断等は、乙と丙が協議して決定する。 ○ 森林施業の実施に当たり、業務費を補うため、補助金を適用することができる。 ○ 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに有効な、森林経営計画を速やかに策定できるように、丙に協力すること。
①	小樽市塩谷3丁目	147	76	11	
	小樽市塩谷3丁目	147	76	12	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払については、経営管理実施権配分計画の公告後に速やかに行うものとする。但し、乙及び甲が認める場合はその限りでない。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座
①	小樽市塩谷3丁目	147	76	11	
	小樽市塩谷3丁目	147	76	12	